平成２３年（フ）第２６号
山形県酒田市新堀字豊森38番地
債務者　齋藤　　孝
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第９９号
金沢市近岡町268番地１　ボヌールピエースＡ101号室、従前の住所金沢市畝田町チ130番地９
債務者　鷲田　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　到
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９７４号
横浜市磯子区滝頭３丁目３番20号　末広ハウス302号
債務者　田中　誠二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　　眞也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９８号
札幌市清田区真栄２条２丁目15番３号
債務者　中須　秀忠
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９号
札幌市清田区真栄２条２丁目15番３号
債務者　中須　利枝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１号
札幌市厚別区厚別東４条２丁目２番１―100号
債務者　山内まさ子（旧姓白山）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３８号
北海道石狩市花川南２条５丁目223番地　パステルハイム102号
債務者　堀尾しよ子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２１号
札幌市白石区東札幌２条３丁目９番13―202号
債務者　矢野あけみ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４２号
札幌市東区北14条東13丁目１番17号　ハイツＳＫ17号
債務者　濱屋　嘉章
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２１号
札幌市北区北20条西５丁目１番14号　フィオーレＢ―101号
債務者　川村　高義
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２６号
札幌市厚別区厚別中央２条３丁目３番23―302号
債務者　二塚　幸恵
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５９号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目１番９―212号
債務者　葛西　靖弘
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６０号
札幌市西区平和２条２丁目６番15号
債務者　須藤　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６３号
札幌市中央区南10条西９丁目１番１号　川上マンション２号
債務者　坂本　富子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７０号
札幌市西区山の手６条６丁目５番20―101号
債務者　遠藤　圭子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８１号
北海道江別市あさひが丘18番地の６
債務者　井上　晃二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９０号
札幌市北区北32条西７丁目１番25号　コーポなかむら101号
債務者　湯上　浩一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部